

令和5年度設計業務等標準積算基準書使用にあたっての留意事項

本県の設計業務等標準積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。
下記事項においては、宮崎県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	宮崎県
1-2-47		資料①による
3-1-3	1-4 設計変更の積算	全て削除（適用しない）
4-1-35 ① 観測作業時間の算定	注) 1. . . . 共通仕様書第 2416条 . . . 注) 2. . . . 共通仕様書第 2416条 . . .	注) 1. . . . 共通仕様書 等 . . . 注) 2. . . . 共通仕様書 等 . . .
参1-1-1 2-1 設計価格等の扱い	設計に使用する価格は、 <u>原則として、入札時（入札書提出期限日）における</u> . . .	設計に使用する価格は、 <u>予算執行同時点における</u> . . .
参1-1-1 2-2 端数処理等の方法	(3) 物価資料を用いる単価	全て削除（適用しない）
参1-1-2 (10) 業務価格	<u>業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</u>	<u>業務価格は、1000円単位とし、1000円未満は切捨てとする。</u>

<p>参 1 - 2 - 6</p> <p>(1) 通勤及び宿泊・滞在の区分</p>	<p>4) 上記1) の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「<u>旅費取扱規則</u>」及び「<u>日額旅費支給規則</u>」によるものとする。</p>	<p>4) 上記1) の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、「<u>職員の旅費に関する条例</u>」によるものとする。</p>
<p>参 1 - 2 - 6</p> <p>(2) 旅費交通費の扱い</p>	<p>3) 宿泊料 (<u>国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合</u>)</p> <p>4) 日当 (<u>普通旅費</u>) 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。計上する日当については、<u>2分の1日当を原則とする。</u></p>	<p>3) 宿泊料 (<u>「職員の旅費に関する条例」による</u>)</p> <p>4) 旅費雑費 <u>旅費雑費は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。計上する旅費雑費については、「職員の旅費に関する条例」による。</u></p>
<p>参 1 - 2 - 7</p>	<p>5) 日当・宿泊料</p>	<p>全て削除 (適用しない)</p>
<p>参 1 - 2 - 8</p>		<p>資料②による</p>
<p>参 1 - 2 - 1 1</p>	<p>1 - 9 設計変更の積算方法</p>	<p>全て削除 (適用しない)</p>
<p>参 4 - 1 - 3</p>		<p>資料③による</p>

7-1-5 境界点間測量

(1) 標準歩掛等

作業工程及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					計
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
境界点間測量 10,000㎡当り		0.2	0.4	0.4		内		1	1	1			0.2	0.4	0.4		1.0
		1.2	1.2	1.2		外		1	1	1			1.2	1.2	1.2		3.6
		1.4	1.6	1.6		計							1.4	1.6	1.6		4.6

(注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

2. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

7-1-6 面積計算

(1) 標準歩掛等

作業工程及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					計
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
面積計算 10,000㎡当り		2.2	2.2	2.2		内		1	1	1			2.2	2.2	2.2		6.6

(注) 1. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

2. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

土地調書添付図の作成

10,000㎡当たり

職種	地域区分					
	単 位	大市街地 市街地 (甲、乙)	都市近郊	耕地 森林	野原	摘要
測量技師	人	1.25	0.83	0.41	0.31	内業
測量技師補	人	5.00	3.33	1.66	1.25	内業

注1 本表には、「土地の所在を表す図面の作成」を含む。

注2 地域区分は、設計業務等標準積算基準書（以下積算基準書という）の1-4-2変化率の積算2. 地域区分によるものとする。

注3 精度管理費係数・安全費・機械経費率・通信運搬費等率・材料費率は適用しない。

注4 諸経費及び電子成果品作成費は、積算基準書における率及び計算式を適用する。

注5 この作成費は、用地測量費に計上するものとする。

土地実地調査書の作成

10筆当たり

職種	測量技師			測量技師補			
	地域区分	外業(人)	内業(人)	計	外業(人)	内業(人)	計
無し		0.3	0.3	0.6	4.7	2.7	7.4

備考1 この作成費は、原則として、同時に委託する用地測量業務費に加算するものとする。

備考2 諸経費等の業務費の積算は、測量業務積算基準による。

(3) 旅費交通費の構成

旅費交通費 = (旅費雑費 + 鉄道運賃等) + 宿泊料

※往復旅行時間にかかる直接人件費は別途計上する。

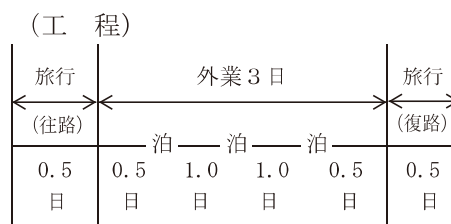
(4) 旅費交通費等の積算例 (滞在時)

1) 積算条件

滞 在 地 : 宮崎県

積算上の基地～現地までの距離 : 210km (県外からの旅行)

職業区分	編成 (人)	外業延 所要日数	宿泊 日数
測量主任技師	1	3	3
測量技師補	2	3	3
測量助手	2	3	3



移動日数 0.5日 + 0.5日 = 1.0日
(往路) (復路)

2) 交通費

$$\begin{aligned} \text{鉄道運賃 (片道)} \quad \text{普通運賃} \quad 3,750 \text{円} \times \frac{100}{110} &= 3,409 \text{円} \\ \text{特急料金} \quad 2,730 \text{円} \times \frac{100}{110} &= 2,481 \text{円} \end{aligned}$$

計 5,890円

3) 旅費交通費

	旅費雑費	交通費	往復	宿泊料	日数	
測量主任技師	= 1,000 × 2	+ 5,890 × 2	+ 8,909 × 3	= 40,507 円		
測量技師補	= 1,000 × 2	+ 5,890 × 2	+ 8,909 × 3	= 40,507 円		
測量助手	= 1,000 × 2	+ 5,890 × 2	+ 8,909 × 3	= 40,507 円		
旅費交通費計	= 40,507	+ 40,507 × 2	+ 40,507 × 2	= 202,535 円		

4) 往復旅行時間にかかる直接人件費 (参考)

	基準日額	移動日数	
測量主任技師	= 45,700 × 1	= 45,700円	
測量技師補	= 30,700 × 1	= 30,700円	
測量助手	= 31,800 × 1	= 31,800円	

往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 45,700 + 30,700 × 2 + 31,800 × 2 = 170,700円

1-3 道路設計における本線設計とそれに付随する設計の歩掛上の区分

設計区分	概略	予備	詳細	備考
小構造物	×	○	○	『設計業務共通仕様書』 4-4-3・4-4-4・4-4-6・4-4-8参照
管渠	○	○	○	
山間部の法面処理・対策	○	○	○	
側道	○	○	○	
平面交差点	×	●	●	『設計業務共通仕様書』 4-4-12・4-4-13・4-4-15・4-4-16・ 4-4-17・4-4-18参照
I C	×	●	●	
取付道路	○	○	●	『設計業務共通仕様書』 4-4-3・4-4-4・4-4-6参照
付替水路	○	○	●	
擁壁・函渠	○	○	●	
主要構造物の一般図	○	○	●	
路面排水計算	×	○	○	『設計業務共通仕様書』 4-4-4・4-4-6・4-4-8参照
座標計算	×	●	●	
環境	●	●	●	

- 本線設計歩掛各区分に含まれる
● 別途積算
× 不要